

桶川市学校適応指導教室「けやき教室」設置要綱

(開設)

第1条 桶川市立小・中学校（以下「学校」という）における不登校児童生徒に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行い、学校への復帰に資するため、桶川市学校適応指導教室推進事業として「けやき教室」を開設する。

(位置)

第2条 けやき教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
けやき教室	桶川市上日出谷南三丁目35番12号 桶川市教育センター内
けやき教室分室	桶川市末広二丁目8番8号 桶川市地域福祉活動センター内

(業務)

第3条 けやき教室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不登校児童生徒への適応指導に関すること。
- (2) 不登校児童生徒及びその保護者並びに学校に対する教育相談等に関すること。
- (3) 相談及び指導に関する調査研究に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(開設日等)

第4条 けやき教室の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、桶川市立小・中学校管理規則（昭和32年桶川市教育委員会規則第16号）第3条第1項に規定する休業日には、開設しないものとする。

名称	開設日	開設時間
けやき教室	月曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後0時30分まで
けやき教室分室	必要に応じて開設	午前9時30分から午後0時30分まで

(指導員の配置等)

第5条 けやき教室の業務運営にあたり、桶川市学校適応指導教室推進事業指導員（以下「指導員」という。）を配置する。

- 2 指導員は、適応指導及び教育相談等に関し、豊かな識見と実践力を有する者のうちから、桶川市教育委員会（以下「委員会」という。）が選考する。
- 3 指導員の従事時間及び服務は、委員会が別に定める。
- 4 指導員に対する報酬は、当該業務の従事につき、毎年度予算の範囲内において支給する。

(庶務)

第6条 けやき教室の庶務は、学校支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、けやき教室の運営及び指導員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成15年4月1日より施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成26年5月1日より施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成28年4月1日より施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成29年4月1日より施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、令和6年4月1日より施行する。